

執筆者:

[Email](#) 石川 智也[E-mail](#) 根本 拓[Email](#) 福島 惇央

2022年2月23日、欧州委員会は、データ法案(Data Act)を公表しました<sup>1</sup>。データ法案は、GDPRと同様に広範な域外適用の規定と高額な制裁金のメカニズムを有するため、日本企業の事業活動にも影響することが見込まれます。

この法案は、主に、①その利用又は環境に関するデータを取得、生成及び収集し、公的に利用可能な電気通信サービスを介してデータ通信することが可能である製品や、そのような製品に組み込まれ、その作動に不可欠なデジタルサービスの利用から生成されたデータをその利用者(個人のみならず、法人も含みます)に利用可能なものとする、②データ保持者(data holders)がデータ受領者(data recipients)にデータを利用可能にすること、③公共の利益のもとに実施される業務の遂行のためにデータに関して例外的な必要性がある場合に、データ保持者が公的セクター等にデータを利用可能にすることに関するルールを定めるものです<sup>2</sup>。また、データ法案は、規則(Regulation)であるため、データ法案が成立した場合には、その施行日からEU域内で法的効力を有することになります。

データ法案は、IoT製品等をEU域内に上市したり、EU域内の主体にデータを利用可能としたりしている日本企業にも広く適用される可能性があり、例えば、IoT製品を搭載した自動車、スマート家電(又はその関連部品)等をEU域内で提供している日本企業や、クラウドサービスを提供している日本企業は、本法への備えが必要になると考えられます。

## 1. 適用範囲

データ法案は、以下の主体に適用されます<sup>3</sup>。ただし、中小企業は一定の義務について免除されています<sup>4</sup>。

- EU域内に上市された、「製品」の製造者及び「関連サービス」の供給者、並びに当該製品又はサービスの利用者
- EU域内のデータ受領者にデータを利用可能なものとしている「データ保持者」
- データを利用可能なものとされているEU域内のデータ受領者
- (i)公共の利益のもとに実施される業務の遂行のためにデータに関して例外的な必要性がある場合に、データ保持者に当該データを利用可能にすることを要求する公的セクターの機関、及びEUの施設・機関・団体、並びに(ii)そのような求めに応じて当該データを提供するデータ保持者
- EU域内の消費者に対して「データ処理サービス」を提供している当該サービスのプロバイダー

これらの適用範囲に関して、以下の点が規定されています。

<sup>1</sup> EUでは、欧州データ戦略において、EU域内でデータの単一市場を創出することが目指されています。データ法案は、2020年11月25日に公表されたデータガバナンス法案に続き、かかる欧州データ戦略に基づく法案となります。データガバナンス法案が企業、個人、及び公的セクターのデータ共有を促進する手続や構造を規定するものであるのに対して、データ法案では、誰が、どのような条件の下でデータから価値を作り出せるのかを明確化しています。

<sup>2</sup> 1条1項。

<sup>3</sup> 1条2項。

<sup>4</sup> 7条1項、14条2項。

- 「データ」とは、個人データに限らず、デジタル表現を広く意味し<sup>5</sup>、いわゆる非個人データもこれに含まれます。
- 「製品」(product)とは、その利用又は環境に係るデータを取得、生成及び収集し、公的に利用可能な電気通信サービスを介してデータ通信することが可能であり、その主な機能がデータの保存や処理にはない有形の動産を指すとされており<sup>6</sup>、典型的には、IoT製品が該当すると考えられます<sup>7</sup>。
- 「関連サービス」(related service)についても、「製品」に組み込まれ、その作動に不可欠なデジタルサービスを指すとされており<sup>8</sup>、典型的には、IoT関連サービスが該当すると考えられます。
- 「データ処理サービス」とは、原則として、スケーラブルで弾力性のある共有可能なコンピューティング資源について、消費者がオンデマンドで管理することや、広範なりモートアクセスを可能にするデジタルサービスを意味するとされ<sup>9</sup>、典型的には、クラウドサービスがこれに該当すると考えられます。

## 2. 事業者には課される義務又は制限

データ法案に規定された以下の義務又は制限は、EU向けの事業活動を行う企業に対して特に影響を与え得ると考えられます。

- **製品等の利用者に対して生成データを利用させる義務**: 「製品」や「関連サービス」は、デフォルトとして、容易、安全かつ直接に、利用者の利用により生成されたデータを利用者が利用できるようにデザインされ、製造され、そして、提供される必要がある<sup>10</sup>。
- **第三者へのデータの共有義務**: データ保持者は、利用者の求めに応じて、「製品」又は「関連サービス」の利用により生成されたデータを、不当に遅滞することなく、無償で、データ保持者が利用可能なものと同じ品質で、(適切な場合には)継続的かつリアルタイムに、第三者にも利用可能にしなくてはならない<sup>11</sup>。いわゆるデータポータビリティを強化するものである。さらに、データ保持者がデータ受領者にデータを提供する場合、データ保持者は、公正、合理的かつ非差別的な条件(FRAND条件)で、かつ、透明な方法で提供しなければならない<sup>12</sup>。
- **不公正な契約条件の制限**: 中小企業に対して一方的に課されたデータのアクセス、使用等に関する契約条件は、それが不公正である場合には、当該中小企業を拘束しない<sup>13</sup>。
- **公的機関への情報提供義務**: データ保持者は、緊急事態への対応等の例外的な必要性が示された場合には、公的機関に対してデータを利用可能としなければならない<sup>14</sup>。
- **データ処理サービスの提供者間の乗り換えに関する義務**: データ処理サービスのプロバイダーは、その消費者が他のデータ処理サービス(競争事業者を含む)に切り替えることを確保するために、消費者が、(i)同様のサービスを扱う異なるデータ処理サービスのプロバイダーと新たに契約を締結することや、(ii)データ、アプリケーション等のデジタル資産を他のデータ処理

<sup>5</sup> 2条1号。

<sup>6</sup> 2条2号。

<sup>7</sup> ただし、パソコンやサーバー、スマートフォン等、コンテンツを生成するのに人のインプットが必要となる機器については本法案の対象外とされています(前文15項)。

<sup>8</sup> 2条3号。

<sup>9</sup> 2条12号。

<sup>10</sup> 3条1項。さらに、「製品」や「関連サービス」に関する購入等の契約を締結する前には、その利用により生成される可能性のあるデータの性質や量、どのように利用者が当該データにアクセスできるかといった事項に関する情報を提供しなければならない(3条2項)。

<sup>11</sup> 5条1項。

<sup>12</sup> 8条1項。

<sup>13</sup> 13条1項。また、欧州委員会は今後、契約上の権利及び義務がバランスのとれたものとなるために、データのアクセス及び使用に関するモデル契約条項を作成する(34条)。

<sup>14</sup> 14条、15条。

サービスプロバイダーに移行させること等を妨げてはならない<sup>15</sup>。

- **非個人データの国際移転に関する制限**: データ処理サービスのプロバイダーは、EU 法又は EU 加盟国法に抵触することとなる場合には、EU 域内の非個人データの国際的な移転又はそれに対する政府によるアクセスを防止するため、契約上の取決めを含むすべての合理的な技術的、法的及び組織的措置を講じなければならない<sup>16</sup>。

### 3. エンフォースメント

データ法案はエンフォースメントの仕組みについて GDPR の規定を準用しており、例えば、データ法案の義務に違反した場合の制裁金については、GDPR と同様に、2,000 万ユーロ又は直近会計年度の全世界年間売上高の 4%のどちらか高い方が制裁金の上限となります<sup>17</sup>。

### 4. 今後の見込みと日本企業に求められる対応


今回発表されたデータ法案は、この後、欧州議会及び閣僚理事会で法案が審議されることとなります。

上記のとおり、本規則は、IoT 製品・サービス等を EU 域内に提供する日本企業に広く適用される可能性があり、利用者のデータ利用・アクセス権を確保するための義務や、データの共有義務等に対応するために、製品やサービスの仕様の根本的な変革を要する可能性もあります。また、これらの企業が具体的にどのようなデータを利用者に提供する必要があるのかということについても、企業が提供している製品、サービスや利用者から取得しているデータの内容を踏まえて個別に検討する必要があると考えられます。一方で、IoT 製品等の利用を通じて他の事業者から自社のデータを収集されている EU 域内の日本企業にとっては、本規則の制定は、自社の IoT 製品等の利用に関するデータを取り戻すことができるようになることで、自社の製品やサービスを改善し、競争力を高めるチャンスになるとも考えられます。

このような観点から、日本企業には、本法案の審議状況を注視しながら、法案の成立を見据えた対応を進めていくことが求められると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>15</sup> 23 条 1 項。

<sup>16</sup> 27 条 1 項。

<sup>17</sup> 33 条 3 項、GDPR 83 条 5 項。